

資料編

目次

第1章 総則（第1条—第6条）  
 第2章 基本的施策（第7条—第17条）  
 第3章 総合的推進のための施策  
 （第18条—第22条）  
 第4章 効果的推進のための施策  
 （第23条—第27条）  
 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、横浜市（以下「市」という。）、事業者及び市民が一体となって取り組むための基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本的事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の世代の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えらるる影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴つて生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によつて、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。
- (3) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であつて、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全及び創造は、健全で恵み豊かな環境がすべての市民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、これを将来にわたつて維持し、及び向上させ、かつ、現在及び将来の世代の市民がこの恵沢を享受することができるように積極的に推進されなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、環境への負荷が少なく、持続的に発展することができる都市の実現を目的として、エネルギーの合理的かつ効率的な利用、資源の循環的な利用その他の環境の保全及び創造に関する行動について、市、事業者及び市民がそれぞれの責務に応じた役割分担の下に積極的に取り組むことによつて行われなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、自然との触れ合いのある都市の実現を目的として、生態系の多様性に配慮しつつ、自然環境を維持し、及び向上させることによつて行われなければならない。
- 4 地球環境保全は、市、事業者及び市民が自らの課題であることを認識して、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、市域の自然的社会的条件に応じた総合的かつ計画的な環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、自らの施策の実施に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。
- 3 市は、環境の保全及び創造のための広域的な取組を必要とする施策について、国及び他の地方公共団体と協力して、その施策の推進に努めなければならない。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たつて、これに伴つて生ずる公害を防止し、及び廃棄物を適正に処理し、並びに自然環境の適正な保全を図る責務を有する。

- 2 事業者は、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たつて、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となつた場合にその適正な処理が図られることとなるよう

に必要な措置を講ずる責務を有する。

- 3 事業者は、前2項に定めるもののほか、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、廃棄物の発生を抑制し、及び再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。
- 4 事業者は、前3項に定めるもののほか、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

#### (市民の責務)

- 第6条 市民は、その日常生活に伴う廃棄物の排出、騒音の発生、自動車の使用等による環境への負荷を低減するように努めなければならない。
- 2 市民は、前項に定めるもののほか、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

## 第2章 基本的施策

#### (公害の防止等)

- 第7条 市は、市民の健康の保護及び生活環境の保全のため、公害の防止に関して必要な措置を講じなければならない。
- 2 市は、前項に定めるもののほか、市民の健康又は生活環境を損なうおそれのある廃棄物の排出、騒音の発生、化学物質等による大気汚染、水質の汚濁又は土壌の汚染等による環境の保全上の支障を防止するために必要な措置を講じなければならない。

#### (監視等の体制の整備)

- 第8条 市は、公害その他の環境の保全上の支障の状況を把握するため、必要な監視、測定等に関する体制の整備に努めなければならない。

#### (公害に係る健康被害者の保護等)

- 第9条 市は、公害に係る健康被害者の保護及び健康被害の予防を図るため、必要な措置を講じなければならない。
- 2 市は、公害その他の環境の保全上の支障に係る苦情の円滑な処理に努めなければならない。

#### (自然環境の保全及び創造)

- 第10条 市は、樹林地、農地、川、海等における多様な自然環境の適正な保全及び創造に努めなければならない。
- 2 市は、自然環境の保全及び創造を行うに当たっては、動植物の生育環境等に配慮することにより、生態系の多様性の確保に努めなければならない。

#### (快適な環境の確保)

- 第11条 市は、都市の緑化、水辺の整備、快適な音の環境又は良好な景観の確保、歴史的文化的遺産の保全等を体系的に図ることにより、潤いと安らぎのある快適な環境の確保に努めなければならない。

#### (エネルギーの合理的かつ効率的な利用の促進等)

- 第12条 市は、環境への負荷の低減を図るため、エネルギーの合理的かつ効率的な利用及び資源の循環的な利用が促進され、並びに廃棄物の発生が抑制されるように必要な措置を講じなければならない。

#### (環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)

- 第13条 市は、環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるように必要な措置を講じなければならない。

#### (環境の保全に関する施設の整備等)

- 第14条 市は、廃棄物の処理施設、公共下水道、環境への負荷の低減に資する交通施設等の整備及び汚泥のしゅんせつ等の環境の保全上の支障を防止し、又は防止に資するための事業を推進しなければならない。

#### (地球環境保全の推進等)

第15条 市は、地球環境保全に資するため、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等に関する施策の推進に努めるとともに、環境の保全及び創造に関する国際的な連携に努めなければならない。

#### (環境教育の充実及び環境学習の促進)

第16条 市は、環境の保全及び創造に関する教育を充実し、及び学習が促進されるように、環境の保全及び創造に関する知識の普及等の啓発活動の推進、人材の育成、市民相互の交流の機会の拡充その他の必要な措置を講じなければならない。

#### (調査研究等)

第17条 市は、環境の保全及び創造に関する情報の収集に努めるとともに、科学的な調査及び研究並びにそれらの成果の普及に努めなければならない。

### 第3章 総合的推進のための施策

#### (環境管理計画の策定等)

第18条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、横浜市環境管理計画（以下「環境管理計画」という。）を策定しなければならない。

2 環境管理計画は、環境の保全及び創造に関する目標、目標を達成するための施策、配慮の指針その他の必要な事項を定めるものとする。

3 市長は、環境管理計画を策定するときは、市民及び事業者の意見を反映させるための必要な措置を講ずるとともに、横浜市環境審議会条例（平成6年6月横浜市条例第19号）に基づく横浜市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境管理計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境管理計画を変更する場合に準用する。

#### (施策の策定等と環境管理計画との整合等)

第19条 市は、自らの施策を策定し、又は実施するに当たって、環境管理計画との整合を

るように努めなければならない。

2 市は、環境管理計画の実施に当たって、その効果的な推進及び総合的な調整を行うための必要な措置を講じなければならない。

#### (年次報告書の作成、公表等)

第20条 市長は、環境の状況、環境管理計画に基づき実施された施策の状況等について年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

#### (開発事業等の計画の立案に係る環境への配慮の推進)

第21条 環境に著しい影響を与えるおそれのある土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業（以下「開発事業等」という。）を計画しようとする者は、その計画の立案に当たって、その計画に係る環境への影響について適正に配慮し、環境の保全に努めなければならない。

2 市は、前項の規定による適正な配慮を行うために必要な環境に関する情報の提供、助言その他の必要な措置を講じなければならない。

#### (開発事業等の計画の確定に係る環境影響評価の推進)

第22条 大規模な開発事業等を実施しようとする者は、その開発事業等の計画の確定に当たって、その開発事業等に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、環境の保全に努めなければならない。

2 市は、前項の規定による調査、予測及び評価を行うために必要な手続及び基準を定める等必要な措置を講じなければならない。

### 第4章 効果的推進のための施策

#### (情報の提供及び市民等の意見反映)

第23条 市は、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する情報を適切に提供するように努めるとともに、環境の保全及び創造に関する施策に市民及び事業者の意見を反映させるため、必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(市民及び事業者との連携)

第24条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を効果的に推進するため、市民及び事業者の参加及び協力を求める等これらの者との連携に努めなければならない。

(市民及び事業者の自主的な活動の促進)

第25条 市は、市民及び事業者が自主的に行う地域の緑化活動、再生資源の回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、これらの活動に対する助成、顕彰の実施その他の必要な措置を講じなければならない。

(経済的措置)

- 第26条 市は、市民及び事業者が環境への負荷の低減を図るために行う施設の整備、研究開発その他これらに類する活動を促進するため特に必要があるときは、助成その他の措置を講ずるように努めなければならない。
- 2 市は、環境への負荷の低減を図るため、適正な経済的負担を市民又は事業者に求める措置についての調査及び研究を実施し、特に必要があるときは、その措置を講ずるように努めなければならない。

(事業者の環境管理に関する制度の導入の促進)

第27条 市は、事業者が、その事業活動に伴って生ずる環境への負荷の低減を図るための制度として、環境管理に関する制度を導入するように、その促進に関し必要な措置を講じなければならない。

附 則

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

## 環境都市宣言に関する決議

さわやかな大気，清らかな水，豊かな緑などの自然は，生きとし生けるものの母胎であり，人間と動植物に生存基盤を与えるのみならず，地球にすむものに調和をもたらすものである。

しかし，大気汚染，水の汚濁，緑の枯渇などの自然環境の破壊は，今や地球規模にまで拡大し，人類の生存基盤が危うくなりかねない事態となっている。

我々は，豊かな自然環境と快適な生活環境が将来の世代に確実に継承されるように，自然との共生のもと調和のとれた人間環境をつくり上げなければならない。また，環境保全は人間の営みと一体不可分であることを深く認識し，これまでの資源・エネルギー多消費社会を見直し，資源循環型社会の形成を目指すものである。

かかる決意に立って，横浜市は人類益，地球益の立場から，市民，企業，自治体が一体となって地球規模の環境保全と環境に優しい街づくり，地域づくりに取り組む都市であることを宣言する。

以上，決議する。

平成5年3月2日

横浜市議会

## 横浜市環境基本憲章

わたくしたち人間は、自然から多くの恵みを受けるとともに、長い歴史を通じて自然を生かし、あるいはこれに働きかけて新たな環境をつくりだしてきました。ことに、都市においては、人為的に環境をつくりだしており、わたくしたちの生活する都市よこはまにおいても、自然的なものとなつたものと人為的なものとが密接にかかわりあって都市環境が形成されてきました。

したがって、21世紀に向けてわたくしたちの求める良好な都市環境を形成するには、都市は人間の生活する空間であるという認識にたつて、快適な都市づくりの基盤となる社会資本の整備を図りつつ、自然と人為との調和のある都市づくりを目指すことが必要です。

よりよい都市環境を保全・創造し、良好な環境のもとで生活することは、わたくしたちの共通の願いであり、このような環境を21世紀の子孫に引き継ぐことは、現代に生きるわたくしたちに課せられた責務です。

この憲章は、都市はみんなで作ってあげていくものであるという認識のもとに、市民、事業者及び行政が一体となつて、「安全で快適な市民生活がおくれる良好な環境の都市よこはま」の実現に向けて努力するための規範として定めるものです。

- 一 自然の適正な保全・活用を図り、災害や公害から市民生活を守る都市環境を確保しよう。
- 二 健康な市民をはぐくみ、人間性豊かな都市環境を実現しよう。
- 三 生活に必要な都市施設などが充実し、市民生活の利便性が確保される都市環境を整備しよう。
- 四 豊かな市民生活をささえる活力ある都市環境を形成しよう。
- 五 水やみどりとのふれあいがあり、よこはまの歴史・文化・国際性を生かした個性ある快適な都市環境を創造しよう。

(昭和61年2月21日策定)

1大気の汚染に係る環境基準

昭和48年5月8日 改正 昭48環告第35号  
 環境庁告示第25号 昭53環告第38号  
 昭56環告第47号

物質	環境上の条件
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
<p>備考 1 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10ミクロン以下のものをいう。</p> <p>2 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。</p>	

注：環境基準は、工業専用地域、車道、その他の一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。

大気環境における目標の達成のための指標の評価方法

二酸化硫黄	長期的評価	*1
一酸化炭素	長期的評価	*1
浮遊粒子状物質	長期的評価	*1
二酸化窒素	98%値評価	*2
光化学オキシダント	昼間	*3

- \*1 長期的評価  
年間の1日平均値のうち、高いほうから2%の範囲にあるものを除外した後の最高値（2%除外値）を環境基準と比較して評価する。ただし、環境基準を超える日が2日以上連続した場合は、非達成と評価する。
- \*2 98%値評価  
年間の1日平均値のうち、低いほうから98%に相当するものを環境基準と比較して評価する。
- \*3 昼間  
5～20時のデータを対象とする。



2水質汚濁に係る横浜市水環境目標及び環境基準

①横浜市における水域区分ごとの達成目標及び補助目標（河川域）

水系・水域区分			目標イメージ	達成目標			補助目標			
区分	水系	水域		BOD	生物指標による 感覚的な水質階級	ふん便性 大腸菌群数	*1 水深	*1 流速	河床状況 と美観	周辺環境
I	A	鶴見川	寺家川, 岩井, 梅田川, 台村川	豊かな緑に囲まれた自然のせせらぎ	3mg/L 以下	「源流・上流域」の『きれい』 ホトケドジョウ アブラハヤ カワニナ サワガニ	5~15 (10) *2 cm		自然河床の保全 ごみのないこと	自然環境の保全を重視し、自然生態系の保全を図るとともに、澄んだせせらぎの復元に努める。
		帷子川	堀谷戸川, 矢指川							
		大岡川	大岡川(田中橋より上流)							
		宮川	宮川(左支川合流点より上流)							
		待従川	待従川(新川橋より上流)							
	柏尾川	名瀬川, 舞岡川, いたち川(城山橋より上流)								
	B	鶴見川	奈良川, 黒須田川, 大熊川, 鳥山川	水遊びが楽しめる澄んだ流れ	5mg/L 以下	「上流～下流域」の『きれい』 ウグイ シマドジョウ オランダガラシ	1,000 個/100mL 以下	10~25 (15) *2 cm	自然河床の復元 ごみのないこと	河川の自然環境の復元や周辺農地等も含めた生物生息環境の復元に努めるとともに親水性に配慮する。
		帷子川	帷子川(矢指川合流点より上流) 二俣川, 中堀川, 市沢川, くぬぎ台川							
		柏尾川	阿久和川, 平戸永谷川							
		境川	大門川, 相沢川, 和泉川, 宇田川							
II	A	鶴見川	江川, 早瀬川	魚とりが楽しめるのどかな小川			10~30 (20) *2 cm	30 cm/s 程度	ごみのないこと	親水性の向上を図ることができる拠点を設置する等、市民にとっての身近な憩いの場として、うるおいのある水辺空間の整備に努めるとともに、生物生息環境にも可能な限り配慮する。
		入江川	入江川, (寺尾橋より上流)							
		帷子川	帷子川(矢指川合流点より宮川橋まで), 今井川							
		大岡川	大岡川(田中から弘岡橋まで), 日野川							
		柏尾川	柏尾川(平戸永谷川合流点より久保橋まで)							
	B	鶴見川	鶴見川(市境より大綱橋まで)	多様な利用ができる豊かな流れ			30~50 (40) *2 cm		ごみのないこと	川幅や周辺空間に余裕のあるこの水域においては、豊かな流れと河川敷や沿川遊歩道を生かした水遊び、自然観察等、多様なレクリエーション利用が可能な水辺空間の整備に努める。
C	鶴見川	恩田川(市境より下流, 鶴見川本川合流点まで)	散歩が楽しめる、ゆるやかな流れにうるおいを感じる川	8mg/L 以下	「上流～下流域」の『やや汚れている』 オイカワ エビモ				河川としては中規模にあたるこの水域においては、うるおいのある水の存在を感じられるよう、遊歩道の整備に努める。	
	柏尾川	柏尾川(久保橋から市境まで) いたち川(城山橋より下流)								
	境川	境川(市域全川)								
III	鶴見川	鶴見川(大綱橋より下流)	ボート遊びができ魚影が行きかう広がりのある流れ	5mg/L 以下	「感潮域」の『きれい』 ビリンゴ クサフブ オサガニ			ヘドロの堆積がないこと	運河も含めたこの水域においては、緑化を中心とした修景性を重視し、町のうちのうるおいのある水辺空間の整備に努める。	
	入江川	入江川(寺尾橋より下流)								
	帷子川	帷子川(宮川橋より下流)								
	大岡川	大岡川(弘岡橋より下流)								
	宮川	宮川(左支川合流より下流)								
	待従川	待従川(新川橋より下流)								

(注) 水域区分の対応は、以下のとおり。

(1) 河川域

I 「源流～上流域」 II 「上流～下流域」 III 「感潮域」

\*1) 水深・流速の補助目標値は、「晴天時の平均的な値」とする。

\*2) 水深の補助目標値欄の( )内の数値は、代表的な値である。

②横浜市における水域区分ごとの達成目標及び補助目標（海域）

水域区分		目標イメージ	達成目標				補助目標	
区分	水域		COD	生物指標による 感覚的な水質階級	窒素・リン	ふん便性 大腸菌群数	河床状況 と美観	周辺環境
I	金沢湾	海水浴や潮干狩が楽しめるような海辺	2mg/L 以下	「内湾」の『きれい』 「干潟」の『きれい』	T-N 0.3mg/L 以下	1,000 個/100mL 以下	ごみが 散乱して いないと	砂浜の保全、後背緑地の保全・復 元等の生態系の保全を重視し同時 に海浜レクリエーション等の親水 性にも配慮する。
	平潟湾	釣りやバードウォチ ング等、多様な利用 ができる活気のある 海辺		「干潟」の『きれい』 「内湾」の『きれい』	T-N 1.0mg/L 以下			
III	鶴見川河口先海域	港情緒を味わうこと ができる海辺	3mg/L 以下	「岸壁」の『きれい』 「内湾」の『きれい』	T-N 1.0mg/L 以下	—	ヘドロが 推積して いないこ と	港や湾内に位置する波の穏やかな この水域においては、親水性と修 景性の両面を重視し、臨海公園に おける水辺への親しみやすさの創 出とともに、うるおいのある海辺 景観づくりに努める。
	横浜港（内港） 根岸湾	釣りや海洋性レクリ エーションを楽しめ る海辺		ヨロイソギンチャク クサフグ	T-P 0.09mg/L 以下			
IV	上記の海域の外 海で横浜市の関 連する海域	釣りや海洋性レクリ エーションを楽しめ る海辺	2mg/L 以下	「岸壁」の『きれい』 「内湾」の『きれい』	T-N 0.4mg/L 以下 T-P 0.03mg/L 以下	—	ごみが 浮いてい ないこと	この沿岸水域においては、生物生 息環境と眺望へ配慮し、海釣り施 設やマリーナの整備に努める。

(注) 水域区分の対応は、以下のとおり。

- (1) 海域  
I. 「砂 浜 域」  
II. 「干 潟 域」  
III. 「港 湾 域」  
IV. 「その他の沿岸域」

③ 全水域の一律達成目標

	項 目	目 標 値 *1		項 目	目 標 値
建	カドミウム	0.01以下	生 活 環 境 項 目	水素イオン濃度(pH)〔河川域〕	6.5以上8.5以下
	全シアン	検出されないこと		〃 〔海域〕	7.8以上8.3以下
	鉛	0.01以下		浮遊物質量(SS) 〔河川域〕	50以下以上
	六価クロム	0.05以下		溶存酸素量(DO) 〔河川域〕	5 以上以上
	砒素	0.01以下		〃 〔海域〕	7.5 以上
康 項 目	総水銀	0.0005以下	そ の 他 の 項 目	n-ヘキサン抽出物質含有量*2	検出されないこと
	アルキル水銀	検出されないこと		クロム含有量	0.2以下
	PCB	検出されないこと		溶解性鉄含有量	1.0以下
	ジクロロメタン	0.02以下		溶解性マンガン含有量	1.0以下
	四塩化炭素	0.002 以下		銅含有量	0.3以下
	1,2-ジクロロエタン	0.004 以下		亜鉛含有量	0.5以下
	1,1-ジクロロエチレン	0.02以下		ニッケル含有量	0.1以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下		フッ素含有量	1.5以下
	1,1,1-トリクロロエタン	1.00以下		フェノール類含有量	0.5以下
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下		陰イオン界面活性剤	0.5以下
	トリクロロエチレン	0.03以下			
	テトラクロロエチレン	0.01以下			
	1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下			
	チウラム	0.006 以下			
	ジマジン	0.003 以下			
	チオベンカルブ	0.02 以下			
	ベンゼン	0.01 以下			
セレン	0.01 以下				

単位：mg/L (pHを除く)

\* 1：健康項目に係る目標値は、年間平均値（全シアンのみ最高値） \* 2：海域のみにおける目標

④水質汚濁に係る環境基準

昭和46年12月28日  
環境庁告示第59号

改正 昭49環告第63号 昭50環告第3号  
昭57環告第41号 昭57環告第140号  
昭60環告第29号 昭61環告第1号  
平3環告第78号 平5環告第16号  
平5環告第65号 平7環告第17号

人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.01mg/L以下	シスー1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
全シアン	検出されないこと	1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下	トリクロロエチレン	0.03mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと	チウラム	0.006mg/L以下
PCB	検出されないこと	シマジン	0.003mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	ベンゼン	0.01mg/L以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	セレン	0.01mg/L以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.02mg/L以下		

基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については最高値とする。

全公共用水域を対象とする。

達成期間：直ちに達成，維持すること。

## 生活環境の保全に係る環境基準

河川	項目	利用目的の適応性	基準値				
	類型		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
川	D	工業用水2級	6.0以上	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	—
		農業用水及び Eの欄に掲げるもの	8.6以下				
川	E	工業用水3級	6.0以上	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が	2mg/L以上	—
		環境保全	8.6以下		認められないこと		

備考 市内の河川は、鶴見川の鳥山川合流点より上流の区間及び境川全域がD類型で、他の河川はE類型。

達成期間：可及的速やかに達成すること。

注 工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの

環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

海域	項目	利用目的の適応性	基準値				
	類型		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン 抽出物質(油分等)
域	B	水産2級	7.8以上	3mg/L以下	5mg/L	—	検出されないこと
		工業用水及び Cの欄に掲げるもの	8.3以下		以上		
域	C	環境保全	7.0以上	8mg/L以下	2mg/L	—	—
			8.3以下		以上		

注 水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用

環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

海域における窒素及び磷の環境基準

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下
Ⅱ	水産1種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下
Ⅲ	水産2種及びⅣの欄に掲げるもの (水産3種を除く。)	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
Ⅳ	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/L以下	0.09mg/L以下

備考 1 基準値は、年間平均値とする。

2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

注 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水産1種：底生魚介類を含め、多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される。

水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される。

水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される。

3 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

### 3 土壌の汚染に係る環境基準

平成3年8月23日  
環境庁告示第46号

改正 平5環告第19号 平6環告第5号  
平6環告第25号 平7環告第19号

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき、1mg未満であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1Lにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液 1Lにつき0.05mg以下であること。
砒素	検液 1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液 1Lにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液 1Lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液 1Lにつき0.002mg以下であること。
1, 2-ジクロロエタン	検液 1Lにつき0.004mg以下であること。
1, 1-ジクロロエチレン	検液 1Lにつき0.02mg以下であること。
シス-1, 2-ジクロロエチレン	検液 1Lにつき0.04mg以下であること。
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液 1Lにつき1mg以下であること。
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液 1Lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1Lにつき0.03mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1Lにつき0.01mg以下であること。
1, 3-ジクロロプロペン	検液 1Lにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液 1Lにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液 1Lにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液 1Lにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液 1Lにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液 1Lにつき0.01mg以下であること。

カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀及びセレンに係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1 l につき0.01mg, 0.01mg, 0.05mg, 0.01mg, 0.0005mg及び0.01mgを超えていない場合には、それぞれ検液 1 l につき0.03mg, 0.03mg, 0.15mg, 0.03mg, 0.0015mg及び0.03mgとする。

※ここでいう「農用地」とは、「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」で定義されている農用地をいう。

地下水の水質に係る評価基準

平成元年9月14日環水管第189号（環境庁水質保全局長通知）

改正 平成5年3月8日環水管第22号（ “ ” ）

項 目	基 準 値
カドミウム	0.01mg/L以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.02mg/L以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/L以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.03mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下
セレン	0.01mg/L以下



## 4騒音に係る環境基準

昭和46年5月25日

閣議決定

地域の類型	時間の区分		
	昼間	朝・夕	夜間
AA	45デシベル以下	40デシベル以下	35デシベル以下
A	50デシベル以下	45デシベル以下	40デシベル以下
B	60デシベル以下	55デシベル以下	50デシベル以下

AA：療養施設が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域

A：主として住居の用に供される地域

B：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

ただし、道路に面する地域については次表の基準値とする。

地域の区分	時間の区分		
	昼間	朝・夕	夜間
A地域のうち2車線を有する道路に面する地域	55デシベル以下	50デシベル以下	45デシベル以下
A地域のうち2車線を越える車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下	50デシベル以下
B地域のうち2車線以下の車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線を越える車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	65デシベル以下	60デシベル以下

備考：車線とは1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

## 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

昭和50年7月29日  
環境庁告示第46号

改正 平5環告第91号

地域の類型	基準値
主として住居の用に供される地域	70デシベル以下
商工業の用に供される地域であって通常の生活を保全する必要がある地域	75デシベル以下

＝あ行＝

アジェンダ21

環境問題への対策を課題に、1992年6月にブラジルのリオデジャネイロで開催されたいわゆる「地球サミット」で採択された、持続可能な開発の原則であり、「環境と開発に関するリオ宣言」を受け、21世紀に向け、持続可能な開発を実現するために各国及び各国際機関が実行すべき行動計画を具体的に規定したもの。

一般廃棄物

主に家庭から出されるごみや粗大ごみ、オフィスから出される紙くず、飲食店から出される残飯など、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

ウィーン条約

オゾン層保護のための国際的な対策の枠組として、1985年に採択された条約。国際的に協調して、オゾン層やオゾン層を破壊する物質についての研究を進める規定が盛り込まれている。

雨水浸透ます

地下水のかん養を図るため、雨水を地下に浸透しやすくするための設備で、横浜市には設置のための補助制度がある。

エコアップ

それぞれの地域にふさわしい手法で、生

物が生息しやすいような環境づくりを行い、自然環境の質を高めること。

エコマーク

環境保全に役立つ商品を推奨し、消費者の日常の暮らしから環境への配慮を促すために、(財)日本環境協会によって認定された商品につけられるマーク。

エコミュージアム

自然的空間を生かして、市民が豊かな自然の中で動植物の観察や農体験などができる開放型の施設。

エコライフ チケット

11月から1月の冬期の大気汚染対策として、公共交通機関の利用を促進するための市営交通の乗車券。「バス1日乗車券」、「バス・地下鉄共通1日乗車券」の2種類あり、それぞれ指定された日のうち1日に限り何回でも乗車が自由にできる（一部乗車できない区間あり）。

エコライフ協力店

環境に配慮した商品の販売や商品の修理・再利用、簡易包装の推進など、環境に配慮した取組を行っている横浜市の認定した商店のこと。

オゾン層

成層圏に存在するオゾン(O<sub>3</sub>)の層のこと。太陽光に含まれる有害な紫外線の大部

分を吸収し、地球上の生物を守っている。

### 温室効果ガス

温室効果をもたらす大気中のガス。温室効果とは、温室効果ガスが地表面から放射され宇宙に逃げていく熱の一部を吸収するため、地表面がより高い温度となることをいう。二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素、対流圏オゾン、フロンなどが代表的な温室効果ガスである。

## ＝か行＝

### 環境管理・監査制度

事業者が環境の保全に関する方針、目標、体制の整備等に関する計画を定め、これを実行・記録し、その実施状況を評価・検証する一連の制度のこと。また、その評価・検討を環境監査といい、この方法には、企業の監査担当者による内部監査と監査法人等による外部監査がある。

### 環境基準

環境基本法に基づき、環境対策の目標として、人の健康を保護し、及び維持されることが望ましい環境上の条件として政府が具体的な数値として定めた基準のこと。

### 環境共生型住宅

地球環境を保全する観点から、エネルギー・資源・廃棄物などの面で十分な配慮がなされ、周辺環境と調和し、健康で快適

に生活できるように工夫された住宅。具体的には、高断熱化、自然エネルギーの利用などを採用した住宅。

### 環境モニター制度

環境についての講義や現地研修を受けて、身近な環境指標林の調査等の環境情報を収集・報告する制度。応募資格は市内に居住又は通勤・通学している15歳以上の人で、任期は2年。

### 気候変動枠組み条約

地球温暖化に対する国際的な取組の枠組を設定した条約。1992年に採択された。

### 共同輸配送システム

複数の企業が共同して配送を行うシステムのこと。物流を合理化するとともに、トラック交通量を減らすことにより、交通渋滞の緩和や、排出ガスの減少といった効果がある。

### グリーンマーク

古紙の再生利用製品に対し、古紙再生促進センターがつけているマークのこと。

### 下水の高度処理

川や海の水質改善や下水処理水の再利用を進めるため、これまでの下水処理の方法では除去されにくい、窒素化合物やリン等を取り除くことを目的としたより高度な処理。

### 減量化・リサイクル推進協議会

市・事業者・市民が連携して、地域の特性を生かした実践活動、普及活動などを展開し、ごみの減量化・リサイクルを進めるために、各区及び市に設立された協議会。

### コージェネレーションシステム

ひとつのエネルギー源から、電気と熱などを同時に発生させ供給するシステム。熱電供給システム、あるいは熱供給発電と訳される。一般に、原動機で発電を行い、その際の排熱を利用して冷暖房や給湯に利用するシステムをいう。エネルギーを有効かつ多角的に利用できる。

### 交通マネジメント

道路や公共交通機関が効率的に活用されるように、誘導、規制や情報提供を積極的に行いながら運営を行うこと。

### ごみアセスメント

ごみになりにくい製品や適正な処理が容易な製品を製造するため、製造業者が製品の設計段階から、環境への影響やリサイクルがしやすいかどうかを事前に評価すること。

＝さ行＝

### 最終処分場

廃棄物を自然界の代謝機能を利用して安定化、減容化する目的で、生活環境の保全

上支障が生じない方法で一定の場所に埋め立てる施設のことで、埋立処分場ともいう。

### 産業廃棄物

事業活動に伴って生ずる廃棄物のうち、汚泥、廃酸、廃アルカリ、特定業種から生ずる木くずなど、法令で定めた19種類と輸入された廃棄物をいう。

### 産業廃棄物処理指導計画

産業廃棄物の資源化、減量化、適正処理を推進するために本市が5年ごとに策定している計画で、第3次計画（平成8年度から12年度）においては事業者、処理業者、横浜市、市民の責任と役割を定め、「環境にやさしい街づくり」、「廃棄物リサイクル先進都市」の実現をめざして21項目の個別事業を展開している。

### 酸性雨

大気中の放出された硫黄酸化物や窒素酸化物などにより、酸性度が高くなって降る雨のこと。一般に、大気中の二酸化炭素だけが溶け込んだ雨（pH5.6）よりも酸性度が高い雨を酸性雨という。土壌、森林等に深刻な影響を及ぼすことが懸念されている。

### COD（Chemical Oxygen Demand, 化学的酸素要求量）

有機物による汚れの指標で、有機物を酸化剤で化学的に分解（酸化）するときに消費される酸化剤に対応する酸素の量。有機

性汚濁物が多くなると値は高くなる。

### 自然系博物館

自然をテーマにした資料の収集・展示機能と自然及び自然史に関する研究・学習機能を備え、小中学生も楽しみながら学べる博物館。

### 資源集団回収

ごみの減量と資源再利用を目的として古紙、布類、金属類、ガラスびんの回収を、自治会・町内会、子供会、婦人会、PTA等の団体が行う活動のこと。横浜市が、活動団体に対して、リサイクル奨励金として、1kgあたり3円を補助している。

### 資源デポ

ごみの資源化再利用をすすめるために、古紙などを回収する常設の拠点施設のこと。

### 自動車公害防止計画（横浜市自動車公害防止計画）

自動車の増加に伴う大気汚染や騒音などの対策として、発生源対策、物流対策、道路対策、沿道対策など各種の対策を盛り込んだ総合的な計画。

### 自動車NOx管理マニュアル

大気汚染の中でも深刻な窒素酸化物を削減するために、自動車を使用する事業者及び市民が、自動車から排出される窒素酸化物の実体を知り、どうすれば減らすことが

できるかを考え、自主管理するための手引書。

### 市民の森

民有山林の所有者と使用契約を締結して、広場、散歩道、ベンチ等簡易な施設整備を実施し、市民に憩いの場として提供された森。管理は地元の「市民の森愛護会」に委託する。

### ソーラーシステム

太陽熱を利用して給湯、暖冷房などを行うシステム。

## ＝た行＝

### 地域防災計画

災害対策基本法に基づき、地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため策定する計画。横浜市では、1963年度に「横浜市地域防災計画」を策定し、その後数回改訂している。

### 地域冷暖房

熱供給プラントから、一定の地域内の複数の建築物に導管を用いて冷水、温水（蒸気）を送り、冷房、暖房、給湯などを行うことをいう。大気汚染防止やエネルギー利用の効率化から導入が進んでいるシステム。

### 地球サミット

地球環境問題への対策を議題に、1992年6

月にブラジルのリオデジャネイロで開催された「環境と開発に関する国連会議」(UNCED)のこと。地球環境問題についての歴史的な会議で、世界の各国の元首、首脳の参加の下に行われた。地球温暖化防止のための気候変動枠組み条約、生物多様性条約への署名が始まるとともに、環境と開発に関するリオ宣言、アジェンダ21、森林原則声明が合意された。

### 中間処理施設

廃棄物を減量化、減容化、無害化、安定化するために破碎、脱水、焼却などの処理を行う施設をいう。

### 超低周波音

周波数がおおよそ20Hz(ヘルツ)以下の音で、障子の「ガタ」つきに見られるなど、普通の音のように人間の耳には聞こえない音。

### 低公害車

主に、ガソリンや軽油にかわる燃料をエネルギーとする自動車のことで、電気自動車、メタノール車、天然ガス車をいう。また、制動時に生じる運動エネルギーを電気又は油圧ポンプに回収蓄電・蓄積する補助動力を備えたハイブリッド車も低公害車である。

### 低公害車の指定制度

七都県市首脳会議(埼玉県,千葉県,東京

都,神奈川県,横浜市,川崎市,千葉市の七都県市で構成)が共同で、電気自動車はもとより、窒素酸化物等や、黒煙などの排出量が少ない自動車等を「七都県市指定低公害車」として指定し、普及拡大を図る制度。

### ディーゼル排気微粒子(Diesel Exhaust Particles;「DEP」と略す。)

ディーゼル自動車から排出される粒子状物質のうち、粒径が概ね0.001mm以下の微粒子のことをいい、ベンツピレンなどの物質が含まれている。

### ディスポーザー

食物くずなどを細かく砕いて下水に流す台所用電気器具。

### 透水性舗装

表流水の流出抑制と地下水のかん養を図るため、地下に雨水が浸透することができるような構造や材質を採用した地舗装のこと。

### 特別管理産業廃棄物

産業廃棄物のうち、廃油、廃石綿、有害な汚泥、血液等が付着した注射針など、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するとして法令で定めたものをいう。

## ＝は行＝

### 廃棄物交換システム

事業所から排出される有効利用が可能な産業廃棄物についての情報を集め、その廃棄物の再利用を希望する事業所にこれらの情報を提供することにより廃棄物の再利用を促進し、資源化を図るためのシステム。

### BOD (Biochemical Oxygen Demand, 生物化学的酸素要求量)

有機物による汚れの指標で、水中の微生物が有機物を分解するときに消費される酸素の量。有機性汚濁が多くなるとBOD値は高くなる。

### ヒートアイランド現象

都市部の気温が郊外に比べ高くなる現象。等温線を描くと、温度の高いところが「島」のように見えることから、熱の島＝ヒートアイランド現象と呼ばれる。

### 平潟湾クリーンアップ協議会

神奈川県、横須賀市、横浜市、漁業協同組合、周辺自治会等で構成される協議会。平潟湾水質保全計画の推進や水質保全等に関する市民活動への支援などの事業を行っている。

### 富栄養化

水中の窒素やリンなどの栄養塩類が供給過多になっている状態で、プランクトンな

どの異常繁殖がみられ、赤潮、青潮などの原因のひとつである。

### フォレストブリッジ

緑が少なくなったため島状になった緑地間を、生物ができるだけ移動できるように整備した「緑の橋立て」のこと。

### ふれあいの樹林

市街化区域を対象にした、市街地の小規模緑地（1～2ha程度）を保全し、地域のふれあいの場として市民管理による活用を図る事業。

### フロン

我が国のみが使用している呼び名で、炭化水素に塩素、フッ素が結合した化合物（フルオロカーボン）をいう。このうちフッ素、炭素及び塩素だけで構成されているものをCFC（クロロフルオロカーボン）といい、特にオゾン層を破壊する力の強いCFC-11などの5つを特定フロンという。CFCは、1995年末の生産全廃がモントリオール議定書によって取り決められている。

CFCがオゾン層を破壊するため、その代替物として開発されたフロン系の物質を代替フロンといい、大きく分けて、HCFC（ハイドロクロロフルオロカーボン、2020年生産全廃）とHFC（ハイドロフルオロカーボン、塩素を含まないためオゾン層を破壊しない物質だが、温室効果ガスのひとつ）の2種類がある。

	氏名	役職
1	青木 純子	横浜市立公立学校女性校長副校長会会長
2	秋岸 幹雄	横浜市保健指導員会副会長
3	秋元 文雄	横浜自然観察の森友の会（環境保全活動団体）
4	有馬 真喜子	横浜市女性協会理事長
5	猪狩 庸祐	弁護士
6	岩崎 洋治	日本放送協会横浜放送局長
7	内山 陸雄	神奈川新聞社顧問
8	大方 潤一郎	東京大学工学部助教授
9	大蔵 泉	横浜国立大学工学部教授
10	小川 幸雄	神奈川県警察本部横浜市警察部長
11	奥田 重俊	横浜国立大学環境科学研究センター教授
12	小倉 紀雄	東京農工大学農学部教授
13	片 忠夫	日本労働組合総連合会神奈川県連合会
14	加藤 愛子	横浜市婦人団体連絡協議会会長
15	加藤 勲	横浜市医師会副会長
16	金沢 さちえ	前女性の目で見たまちづくりアドバイザー
17	香西 義昭	横浜市医師会副会長
18	河野 正男	横浜国立大学経営学部教授
19	河村 太郎	横浜市薬剤師会会長
20	北村 喜宣	横浜国立大学経済学部助教授
21	木村 宏	日本環境管理学会会長
22	小澤 紀美子	東京学芸大学教授
23	小玉 亮子	横浜市立大学商学部助教授
24	小寺 隆司	日本労働組合総連合会神奈川県連合会
25	小森 良治	神奈川県環境部長

	氏名	役職
26	齋藤 史郎	横浜商工会議所専務理事
27	酒井 麻雄	横浜市会副議長（副会長）
28	ミニ・サフィ	グローバル・ヴィレッジ（環境保全活動団体）
29	猿田 勝美	神奈川大学外国語学部教授（副会長）
30	柴田 敏隆	日本自然保護協会理事
31	嶋村 勝夫	横浜市会議長（会長）
32	清水 嘉治	神奈川大学経済学部教授
33	杉浦 尚子	横浜市環境モニター
34	鈴木 潔	横浜市保健指導員会会長
35	土井 陸雄	横浜市立大学医学部教授
36	中野 有朋	早稲田大学大学院講師
37	肥田 仙太郎	横浜市町内会連合会
38	マリ・ハレット	横浜市在住主婦
39	松原 純子	横浜市立大学看護短期大学部長
40	松本 敏	横浜市会福祉衛生環境保全委員会委員長
41	宮村 忠	関東学院大学工学部教授
42	武藤 暢夫	関東学院大学名誉教授
43	森口 實	日本気象協会相談役
44	森田 明	横浜弁護士会
45	山口 宏	横浜青年会議所理事長
46	吉川 清	前全横浜地区労働組合評議会
47	吉原 訓	横浜市会環境事業緑政消防委員会委員長
48	吉村 晃一	横浜市環境保全協議会理事
49	和佐野 敬子	前横浜市市政モニター



環境審議会企画政策部会委員名簿 平成8年5月8日現在（五十音順，敬称略）

	氏名	役職
1	猪狩 庸祐	弁護士 (副部会長)
2	内山 陸雄	神奈川新聞社顧問
3	大方 潤一郎	東京大学工学部助教授
4	奥田 重俊	横浜国立大学環境科学研究センター教授
5	河野 正男	横浜国立大学経営学部教授
6	北村 喜宣	横浜国立大学経済学部助教授
7	小玉 亮子	横浜市立大学商学部助教授
8	小寺 隆司	日本労働組合総連合会神奈川県連合会
9	猿田 勝美	神奈川大学外国語学部教授
10	清水 嘉治	神奈川大学経済学部教授 (部会長)
11	杉浦 尚子	横浜市環境モニター
12	土井 陸雄	横浜市立大学医学部教授
13	武藤 暢夫	関東学院大学名誉教授
14	吉村 晃一	横浜市環境保全協議会理事

## 横浜市環境管理計画のあり方に関する審議経過

### 1 横浜市環境審議会における審議経過

	日 程	内 容
第4回	平成7年7月11日(火)	・ 諮問
第5回	平成8年1月19日(金)	・ 環境管理計画中間報告案について
第6回	平成8年4月26日(金)	・ 横浜市環境管理計画のあり方に関する最終報告及び答申について

### 2 横浜市環境審議会企画政策部会における審議経過

	日 程	内 容
第1回	平成7年7月21日(金)	・ 部会長の選出について ・ 環境管理計画の策定方針について ・ 基本的考え方について
第2回	平成7年9月28日(木)	・ 環境管理計画の全体構成及び施策展開の方向と市民・事業者の行動指針の体系について ・ 公害対策の推進について ・ 循環型・少負荷型都市の形成について
第3回	平成7年10月20日(金)	・ 自然環境の保全及び快適環境の創造について ・ 地球環境保全対策の推進について ・ 環境保全意識の向上及び自主活動の促進について
第4回	平成7年11月17日(金)	・ 未審議事項の検討について ・ 環境管理計画中間報告案の全体構成について
第5回	平成7年12月1日(金)	・ 環境管理計画中間報告案取りまとめについて
第6回	平成8年2月7日(水)	・ 配慮指針作成に当たっての検討課題について ・ 事業別配慮指針の内容を検討する視点について ・ 地域別配慮指針の内容を検討する視点について ・ 地域別配慮指針の地域区分の考え方について
第7回	平成8年3月28日(木)	・ 開発事業等における環境配慮の指針について ・ 環境管理計画中間報告に対するアンケート調査等の結果について
第8回	平成8年4月9日(火)	・ 環境管理計画中間報告に対する市民及び事業者の意見反映について
第9回	平成8年4月19日(金)	・ 開発事業等における環境配慮の指針について ・ 横浜市環境管理計画のあり方(最終報告)について

	部 長	課 長
1	企画局プロジェクト推進室長	プロジェクト推進室プロジェクト推進担当課長
2	市民局地域振興部長	地域振興部区連絡調整課長
3	環境事業局総務部長	総務部計画課長
4	経済局経済政策部長	経済政策部経済政策課長
5	緑政局総務部長	総務部企画課長
6	都市計画局都市企画部長	都市企画部企画調査課長
7	道路局街路部長	街路部企画課長
8	下水道局経営企画担当部長	総務部経営企画課長
9	港湾局企画振興部長	企画振興部企画調整課長
10	建築局住宅部長	住宅部住宅政策課長
11	神奈川区総務部長	区総務部区政推進課長
12	交通局自動車部長	自動車部企画課長
13	教育委員会事務局総務部長	調整担当課長
14	環境保全局調整部長	総務部環境影響審査課長
15	—————	環境保全局調整部廃棄物・残土対策課長
16	—————	公害対策部環境管理課長
事務局		調整部環境政策課長
		調整部事業推進担当課長
		調整部事業調整担当課長
		調整部担当課長

横浜市環境管理計画

平成8年9月発行

編集・発行 横浜市環境保全局調整部環境政策課

〒231-80 横浜市中区港町1丁目1番地

TEL.045-671-4107

FAX.045-651-6805

デザイン 株式会社 エイム企画

印刷 朝日オフセット印刷株式会社

横浜市広報印刷物登録 第080324号

種別・分類 A-GA030

この印刷物は再生紙（古紙混入率50%）を使用しています。



Y O K O H A M A

